

—保護者のみなさんへ—

就学奨励金新入学用品費小学校・義務教育学校入学前支給のお知らせ

西宮市教育委員会学事課（電話：0798-35-3851）

西宮市では、西宮市立小学校又は義務教育学校に入学する児童の保護者を対象に、新入学用品費小学校・義務教育学校入学前支給を行っております。

給食費や学用品費などの学校教育活動における必要な経費の援助につきましては、入学後に学校より案内いたしますので、4月に再度申請を行ってください。

※4月に西宮市立小学校・義務教育学校に入学する予定の場合のみ申請できます。

私立小学校、特別支援学校、西宮市立中学校等への入学予定者は、本制度の対象ではありません。

※住民票が西宮市内にない方は申請できません。

※児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の対象者は、本制度の対象ではありません。

※生活保護受給者は、生活保護担当課より入学準備金が3月に支給されますので、本制度の対象ではありません。

1 援助を受けられる方

令和6年度に次のA～Gのいずれかに該当する方。

※いずれも世帯で該当していることが必要です。ここでの世帯は、同居の家族及び同一生計の家族全員をいいます。（必要な添付証明書については、添付証明書一覧を参照してください。）

- A 市民税が非課税（所得割・均等割の両方、西宮市市税条例第18条第1項及び第2項）の場合。
- B 市民税が減免（西宮市市税条例第34条第3号）されている。
- C 国民年金の免除（学生納付特例を含む）を受けている。※国民年金1/4免除は該当しません。
- D 児童扶養手当を受けている。※児童手当、特別児童扶養手当とは異なります。
- E 国民健康保険の保険料の減免を受けている。
- F 失業中の場合。※失業者の給与所得・事業所得を0円として、Gの所得審査を行います。
- G 令和5年中（令和5年1月～12月）の総所得金額の世帯合算額が次の基準所得以下の場合。

※下欄の家族数は児童・生徒を含む全員の人数です。

家族数	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
基準所得	2,368,000円	2,751,000円	3,119,000円	3,688,000円	4,261,000円	1人増すごとに 804,000円

ア 総所得金額とは、給与所得（源泉徴収票の「給与所得控除後」の金額）、事業所得（年間収入金額から必要経費を引いた金額）、不動産所得、雑所得等の合計額です。

※複数所得者がいる場合は、合算します。

イ 障害者1人につき388,000円を上表の基準所得に加算します。世帯の中に保護者が住民税の障害者控除を受けていない障害者がある場合は、身体障害者手帳、療育手帳などの証明できる書類の写しを提出してください。

上記A～Gには該当しないが、経済的な理由によって児童が就学困難となる特別な事情がある場合（離婚調停中、DV避難のため配偶者と世帯を別にし、金銭的な援助が充分されていない、災害により著しい損害を受けた等）は、学事課へ相談してください。

※住宅ローン、学費負担等の事情は考慮しません。

※AとBについては、世帯全員がどちらかに該当すれば援助を受けられます。

2 援助の種類と金額

新入学用品費：54,060円

3 申請の方法

(1) 提出書類

- ①就学奨励金申請書（新入学用品費の入学前支給用） ※児童1人につき1枚作成してください。

②添付証明書(コピー可) ※「6 添付証明書一覧」を参照のうえ、相当する証明書を添付してください。
 ※申請書ごとに添付してください。

※申請理由A・F・Gの場合で、西宮市内在住(令和6年1月1日現在)で西宮税務署または西宮市役所市民税課に所得の申告手続きを済ませている方は、市民税・県民税課税証明書の添付は必要ありません。

(2) 受付期間 令和6年10月1日(火)～令和7年2月28日(金)

※上記の受付期間以降は、令和7年3月31日(月)まで随時受付します。

※入学後に給食費や学用品費などの学校教育活動における必要な経費援助の案内を別途行います。今回申請されなくても、そちらの申請書にて4月中に申請された場合は新入学用品費の支給が受けられます。ただし、所得要件が変わる場合がございますのでご注意ください。

(3) 提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

①にしのみやスマート申請

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282049/ea/residents/procedures/apply/ce828875-2227-4437-893e-2c9f52c2926b/start>



②窓口

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

西宮市役所本庁舎6階65番窓口 学事課 ※お昼休み中(12時～13時)は対応できない場合がございます。

③郵送

〒662-8567 西宮市教育委員会 学事課 宛 ※住所の記入は不要です。

※申請書は、学事課窓口で配布しております。市ホームページ(ページ番号:14310779)からも取得可能です。

4 結果通知等

2月28日までに申請された場合は、3月上旬に通知し、3月下旬に支給します。

3月1日から3月31日までに申請された場合は、順次通知を行い、4月中旬以降に支給します。

5 その他

今回の案内は、新入学用品費小学校・義務教育学校入学前支給のみです。

給食費や学用品費などの学校教育活動における必要な経費の援助につきましては、入学後に学校より案内いたしますので、4月に再度申請を行ってください。

6 添付証明書一覧

下記A～Gは世帯で該当していることが必要です。(ここでの世帯は、同居の家族及び同一生計の家族全員をいいます。住民登録上の世帯とは異なる場合があります。)

	申請の理由	添付証明書(コピー可)	証明書発行機関
A	市民税が非課税(所得割・均等割の両方、市税条例第18条第1項及び第2項)の場合。	市民税・県民税課税証明書 (注)	西宮市以外の各市区町村の証明書発行部署
B	市民税が減免(市税条例第34条第3号)されている。	市民税・県民税 納税通知書(1・3・5頁)	市民税課
C	国民年金の免除(学生納付特例含む)を受けている。 ※国民年金1/4免除は該当しません。	国民年金保険料免除申請承認通知書又は国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書	日本年金機構西宮年金事務所
D	児童扶養手当を受けている。 ※児童手当、特別児童扶養手当とは違います。	児童扶養手当証書 (有効期限と市長印の押してある箇所)	子育て手当課
E	国民健康保険の保険料の減免を受けている。	国民健康保険料通知書兼納付書(1・5・7頁)又は国民健康保険料確認書	国民健康保険課
F	失業中の場合。 ※失業者の給与所得・営業所得を0円として、Gの所得審査を行います。	雇用保険受給資格者証 市民税・県民税課税証明書 (注)	ハローワーク 西宮市以外の各市区町村の証明書発行部署
G	令和5年中の総所得金額の世帯合算額が基準以下の場合。	市民税・県民税課税証明書 (注)	西宮市以外の各市区町村の証明書発行部署

(注)

ア 令和5年中の所得を申告されていることが必要です。

イ 西宮市内在住(令和6年1月1日現在)で西宮税務署または西宮市役所市民税課に所得の申告手続きを済ませている方は、市民税・県民税課税証明書の添付は必要ありません。

西宮市内在住の方でも、西宮市外に所得の情報がある場合は、市民税・県民税課税証明書(所得が確認できるもの)が必要です。

ウ 西宮市外に在住の方(令和6年1月1日現在)は、市民税・県民税課税証明書(所得が確認できるもの)が必要です。

※源泉徴収票、確定申告書は不可。世帯に所得のある方が複数いる場合は、全員の課税証明書を提出してください。

ただし、令和6年1月1日現在海外にお住まいで日本に住民票がなく、課税証明書が提出できない方については、令和5年中の所得が確認できるものとして源泉徴収票等を提出してください。